

(別添 3)

平成 3 0 年度
食品安全委員会緊急時対応訓練
実施結果報告書

平成 3 1 年 2 月

食品安全委員会企画等専門調査会

目 次

はじめに	1
I 実施した訓練の内容	
1 実務研修	2
2 確認訓練	3
II 訓練結果の検証	
1 実施した訓練ごとの検証	5
2 重点課題ごとの検証	6
III まとめ	8

はじめに

本報告書は、食品安全委員会緊急時対応指針（平成 17 年 4 月 21 日食品安全委員会決定）に基づき実施する緊急時対応訓練（以下「訓練」という。）について、第 683 回食品安全委員会（平成 30 年 2 月 6 日）で決定された平成 30 年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（以下「訓練計画」という。）に基づき実施した結果を、企画等専門調査会で検証し、食品安全委員会に報告するものである。

なお、今年度の訓練は、訓練計画に示された以下の重点課題を踏まえ、組織全体の緊急時対応能力の一層の向上を図るため、食品安全委員会及び事務局を訓練対象として、緊急時における初動対応やメディア対応に係る実務研修と、実践的な実動の訓練である確認訓練を実施した。

《重点課題》

（１）関係府省と連携した迅速かつ確実な初動対応を実施するための組織能力の強化

○ 以下を主な目的として、食品安全委員会緊急時対応手順書（以下「手順書」という。）に係る実務研修と確認訓練を実施する。

- ① 緊急時における初動対応を迅速かつ確実に行える体制を強化する。
- ② 緊急時における国民への情報提供を、わかりやすく正確に、かつ迅速に行うための知識や技能を培う。
- ③ 緊急時における組織全体の対応手順を確認し、組織全体の対応能力の向上を図るとともに、実務研修等によって習得した技術・知識のレベルを確認する。

○ 緊急時において、関係府省が連携を図りながら、政府全体としての初動対応を迅速かつ確実に行うことができるよう、確認訓練の内容等の決定に当たっては、消費者庁が取りまとめとなって行う関係省庁との合同訓練の内容等を踏まえることとする。

（２）緊急時対応マニュアル等の実効性の向上

本訓練計画の実施状況（実際の緊急時対応が行われた場合は、その効果を含む。）を確認しつつ、食品安全委員会緊急時対応指針、手順書等の見直しを行う。

本報告書の構成は、以下のとおりである。

《報告書の構成》

- I 実施した訓練の内容
- II 訓練結果の検証
- III まとめ

I 実施した訓練の内容

訓練計画を踏まえて作成した「平成 30 年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子」に従い、以下の訓練を実施した。

1 実務研修

(1) 緊急時対応手順研修

緊急事態が発生した際に、全職員が初動対応を確実に行うことができるようにするため、本研修を実施した。

ア 日時及び会場

日時：平成 29 年 4 月 6 日（金） 午前 11 時 5 分から 11 時 35 分まで

会場：食品安全委員会中会議室

イ 参加者

事務局職員のうち、本研修を過去に受講したことの無い者（人事異動による転入者等）を対象に研修を実施し、約 30 名が参加した。

ウ 内容

政府全体の緊急時対応の枠組み、手順書に基づく緊急時対応の手順、各課の主な役割、平成 25 年末に発生した冷凍食品への農薬混入事案への対応等についての講師役職員から説明を行い、質疑応答が行われた。

(2) 情報発信研修

夜間や休日等、ホームページ、メールマガジン、Facebook（以下「ホームページ等」という。）管理担当者が不在の時に緊急事態が発生した場合にも、初動対応として委員会ホームページ等による情報提供を迅速に行うことができるようにするため、本研修を実施した。

ア 日時及び会場

日時：平成 30 年 11 月 7 日（水） 午前 11 時から 12 時まで

場所：食品安全委員会小会議室

イ 参加者

係長級の事務局職員のうち、情報・勧告広報課職員及び本研修を過去に受講したことの無い者（人事異動による転入者等）を対象に研修を実施し、約 10 名が参加した。

ウ 内容

食品安全委員会ホームページの「重要なお知らせ」への情報掲載方法について講師役職員から説明を行い、質疑応答が行われた。

(3) メディア対応研修

緊急時に Facebook の発信等によって情報を提供する場合に、報道関係者や消費者に対して、分かりやすく迅速に情報を提供するための知識や技能を養うため、食品安全委員会に求められる分かりやすい情報提供の在り方等について学ぶことを目的として、委員及

び事務局職員を対象として、吉川肇子氏（慶應義塾大学）の講義を実施した。

ア 日時及び会場

日時：平成 30 年 12 月 4 日（火） 午後 4 時 30 分から 6 時まで

会場：食品安全委員会中会議室

イ 参加者

委員及び事務局職員約 50 名が参加した。

ウ 内容

講師の吉川肇子氏が食品安全委員会に求められる分かりやすい情報提供の在り方について講義を行い、質疑応答が行われた。

2 確認訓練

緊急時における組織的な対応の流れを、他省庁も含めた実践的な実動訓練を通して確認することにより、組織全体の対応能力の向上を図るとともに、緊急時対応マニュアル等の実効性の向上を図るため、本訓練を実施した。また、本訓練を通じて、これまでに実施した実務研修等によって習得した技術・知識のレベルを確認した。

（１）日時及び会場

日時：平成 30 年 12 月 20 日（木） 午前 9 時 30 分から午後 3 時 00 分まで

会場：食品安全委員会委員会室、執務室

（２）参加者

役 割	参加者
プレーヤー （訓練実施者）	委員：佐藤委員長、山本委員、川西委員、吉田緑委員 事務局：事務局長、事務局次長、総務課（３名）、評価第一課（９名）、評価第二課（３名）、情報・勧告広報課（１１名）、リスクコミュニケーション官及び評価情報分析官 他省庁：消費者庁、厚生労働省、農林水産省及び警察庁
コントローラー （条件付与係）	事務局（８名）、消費者庁
モニター （訓練評価者）	事務局長、事務局次長及び各課長

（３）内容

訓練は、具体的なハザード名を含めシナリオ非提示で、事案が発生してから資料を作成するなど実践的に行った。特に、外部からの問合せのパターンを多様にするなど、より現実的な想定事項を組み入れた。

なお、本訓練は消費者庁が企画の中心となり、食品安全委員会、消費者庁、厚生労働省、農林水産省及び警察庁の５府省庁合同で訓練を行い、総括官制度（※）を実践した。

また、今回の訓練は、実際に事案が発生したと誤解されないようにするため、以下の行為については想定で実施したこととして取り扱い、実際には行わなかった。

- ①官房幹部や関係専門委員等の外部への情報連絡
- ②ホームページ掲載に係る公開処理（公開直前の段階までは実施）
- ③メルマガの配信（メルマガの文書作成までは実施）
- ④Facebook への投稿（投稿文書の作成までは実施）
- ⑤その他実際に実施するには適さないと考えられる行為

（※）総括官制度：消費者の生命又は身体への被害の発生・拡大を防止し、その安全を確保するため、消費者庁及び関係省庁の局長級を消費者安全情報総括官として選定し、これらの者による連絡会議（消費者安全情報総括官会議）の開催等により、消費者の生命又は身体に生ずる被害に関する情報等の集約・共有を図る制度

【訓練で用いた仮想シナリオの概要】

訓練

1 危害因子

農薬マラチオン

2 原因食品

冷凍カットほうれん草

3 状況設定

12 月 19 日

23:00：厚生労働省によるプレスリリース（冷凍カットほうれん草から検出されたマラチオンによる体調不良の患者が発生。）（第 1 報）

厚生労働省から関係省庁に連絡

12 月 20 日

11:30：厚生労働省によるプレスリリース（複数県において患者が発生。）（第 2 報）

12:30：食品安全委員会 Facebook 及び公式ブログに注意喚起を投稿更新

14:00：総括官会議開催（於：消費者庁）

合同記者会見前の打合せ

随時：食品安全委員会に、国民や報道機関、議員事務所からの問合せが相次ぐ。

Ⅱ 訓練結果の検証

平成 30 年度に実施した訓練の検証結果は、以下のとおりである。

1 実施した訓練ごとの検証

(1) 緊急時対応手順研修

- 研修参加者を対象に実施したアンケートにおいて、受講者自身の理解度と研修の実施方法の適否を確認したところ、本研修の内容は概ね適当であるとの結果だった。

(2) 情報発信研修

- 研修参加者を対象に実施したアンケートにおいて、受講者自身の理解度と研修の実施方法の適否を確認したところ、本研修の内容は概ね適当であるとの結果だった。

(3) メディア対応研修

- 研修参加者を対象に実施したアンケートにおいて、受講者自身の理解度と研修の実施方法の適否を確認したところ、本研修の内容は概ね適当であるとの意見が多く、講師による講義内容については特に高評価であった。アンケートで見られた主な意見は以下のとおりであった。
 - ・ 情報発信の際に念頭に置いておくべき知恵として、有益であった。
 - ・ 行政文書にありがちな表現も不明瞭であることを認識した。また、リスク比較について学べるが多かった。
 - ・ 各メディアの話を聞いてみたい。
 - ・ 緊急時と日常業務でメッセージや言葉の遣い方に差があるのであれば伺ってみたかった。

(4) 確認訓練

- 上記 3 研修の内容について、確認訓練において以下のとおり実施された。
 - ・ 手順研修で確認された事務局内の初動対応の役割分担、情報発信研修で確認された食品安全委員会ホームページ等への情報掲載は、確認訓練において概ね的確に実施された。
 - ・ メディア対応研修を踏まえ、科学的な情報を中心とした情報提供をいかに行うかについて重点的に検討し、Facebook 等の情報発信を行うことができた。
- モニター（訓練評価者）による評価の結果及び訓練参加者等を対象に実施した反省会及びアンケートの結果、以下のような意見が見られた。
 - ア 全体的な対応について
 - ・ 概ね混乱なくスムーズに対応できた。
 - ・ 冒頭に関係者が一堂に会して方向性を決めたことが良かった。
 - イ 他省庁との連携について
 - ・ 概ねスムーズだった。

ウ 事務局内の情報共有について

- ・概ねスムーズかつ頻繁に情報共有ができていた。
- ・緊急時には同時多発的に様々な作業が生じるので、打合せメンバーは必要最小限にし、参加メンバーが参加していないメンバーに内容を展開する体制にすべき。

エ 情報提供資料、問合せ対応について

- ・情報提供資料の作成に時間がかかっていた。効率的かつ迅速に作成や幹部の確認等を行うべき。
- ・問合せについては、丁寧かつ的確に対応していた。

オ 訓練シナリオについて

- ・マスコミ、国会議員等からの問合せや報道等の設定があり、現実的だった。

2 重点課題ごとの検証

訓練計画に示された重点課題についての対応及び課題は、以下のとおりであった。

《重点課題》（再掲）

（１）関係府省と連携した迅速かつ確実な初動対応を実施するための組織能力の強化

- 以下を主な目的として、食品安全委員会緊急時対応手順書（以下「手順書」という。）に係る実務研修と確認訓練を実施する。
 - ① 緊急時における初動対応を迅速かつ確実に行える体制を強化する。
 - ② 緊急時における国民への情報提供を、わかりやすく正確に、かつ迅速に行うための知識や技能を培う。
 - ③ 緊急時における組織全体の対応手順を確認し、組織全体の対応能力の向上を図るとともに、実務研修等によって習得した技術・知識のレベルを確認する。
- 緊急時において、関係府省が連携を図りながら、政府全体としての初動対応を迅速かつ確実に行うことができるよう、確認訓練の内容等の決定に当たっては、消費者庁が取りまとめとなって行う関係省庁との合同訓練の内容等を踏まえることとする。

（２）緊急時対応マニュアル等の実効性の向上

本訓練計画の実施状況（実際の緊急時対応が行われた場合は、その効果を含む。）を確認しつつ、食品安全委員会緊急時対応指針、手順書等の見直しを行う。

（１）関係府省と連携した迅速かつ確実な初動対応を実施するための組織能力の強化

- 手順書により、各担当の役割を分かりやすく整理することで、緊急時における初動対応をより機動的なものとした。（①関係）
- 手順研修及び情報発信研修の実施により、食品安全委員会における緊急時対応やホームページの掲載方法について職員の理解を深め、緊急時における初動対応を迅速かつ確実に行える体制を構築した。（①・②関係）
- メディア対応研修の実施により、簡潔で分かりやすい情報発信について学識経験者から講義いただき、委員・職員の理解を深めることができた。また、メディア関係者との平時

からの意見交換会を実施し、メディア関係者との関係構築に努めた。これらにより、国民への情報提供を、メディアの理解・協力を得て迅速かつ的確に実施するための組織能力を向上させることができた。今後、食品安全委員会の役割に即した研修等を積み重ねることにより、リスク評価機関に求められる緊急時対応体制を更に強化する必要がある。（②関係）

- 関係省庁と連携し、確認訓練を実践的な内容で実施したことにより、政府全体としての緊急時の初動対応の流れを実働で確認し、対応手順の改善点を抽出するとともに、実務研修で習得した技術・知識のレベルを確認することができた。（③関係）
- 実務研修と確認訓練の２本立ての訓練体系は、必要な技能を習得し、その習得レベルを確認する上で効果的な設計であると考えられた。次年度についても、今年度の訓練結果を踏まえた必要な改善を行いつつ、引き続き訓練を実施することが望ましい。

（２）緊急時対応マニュアル等の実効性の向上

- 手順書に基づいて行動することにより、意思決定や業務の効率化を図るとともに、各省庁からの情報を事務局内で円滑に共有するための体制を整備した。
- メディア対応研修において、リスク評価機関として食品安全委員会が発信すべき情報について再検討した上で、認識の共有を図るべきとされた。
- 確認訓練において、リスク評価機関として簡潔かつわかりやすい情報発信を行うとともに、当該情報発信を迅速に行うべきであるという指摘が出された。
- 上記指摘を踏まえ、情報発信については適時適切に対応することを通常から意識して対応する必要がある。

Ⅲ まとめ

平成 30 年度に実施した訓練結果の検証により、以下の点が確認された。確認されたこれらの事項については適宜対応の上、今後の緊急時対応に活かすこととする。

- 1 緊急時対応訓練は、食品安全委員会における緊急事態の対処体制をより一層強化するため、平成 30 年度の訓練結果において明らかになった課題、特に、リスク評価機関としての役割に即した情報発信力の強化に留意しつつ、次の（１）から（３）までにより、今後とも継続的に実施する必要があると確認された。
 - （１）消費者庁を中心とした緊急時における関係府省間の連携をより強化し、政府全体としての緊急時における初動対応を迅速かつ確実に行うための訓練を実施する。
 - （２）訓練は、実務研修と確認訓練の２本立ての設計で体系的に実施する。
 - （３）訓練は、以下を主な目的として実施する。
 - ① 緊急時における初動対応を迅速かつ確実に行うことができる体制を強化する。
 - ② 緊急時における国民への情報提供を、分かりやすく正確に、かつ迅速に行うための知識や技能を養う。
 - ③ 緊急時における組織全体の対応手順を確認し、組織全体の対応能力の向上を図るとともに、実務研修等によって習得した技術・知識のレベルを確認する。
- 2 訓練時に講師等から受けた助言内容や、作成した資料、訓練の検証結果等から得られた改善点等については、手順書等への的確な反映や関係省庁との協議など、実際の緊急事態に活用できるよう整理しておき、次年度以降も同様の取組を続けることで、食品安全委員会の緊急時対応マニュアル等の実効性をより一層向上させていく必要がある。
- 3 食品安全委員会の今後の緊急時対応に係る改善すべき課題として、次の（１）から（３）までが確認された。
 - （１）関係省庁と連携した政府全体としての緊急時対応体制をより強化するため、引き続き、関係省庁と合同で訓練を行う必要がある。
 - （２）科学的根拠に基づいた情報の収集、整理及び提供を迅速に行うことができるよう研修を重ねる等、リスク評価機関に求められる緊急時対応体制を更に強化する必要がある。
 - （３）情報発信における発信内容を確認するためのルールや役割分担を検討し、その結果を緊急時対応マニュアルに反映させる必要がある。